

Asahi

# 労組加入米国人 雇い止め「不当」

府労働委 高槻市に命令書

府労働委員会は13日、高槻市内在住の米国人男性(51)が労働組合に入った後に、市が「雇い止め」をしたのは不当労働行為にあたると認定した。市に対し、男性が加入する北大阪合同労働組合(豊中市)に再発防止の誓約書を提出するよう命じた。

命令書によると、市は豪州の姉妹都市から小学校で英語を教える指導助手を採用。助手らを監督するスーパーバイザー(SV)として男性と雇用契約を結び、2004～14年度、契約を更新してきた。

14年9月、男性が労働条件の改善を求めるため組合員になったことを労組が市に連絡。約2カ月後、市は

翌15年度にSV制度を廃止し、契約を更新しないことを通知した。そのため、労組が15年3月に救済を申し立てていた。

府労働委は市の対応について「男性に説明を尽くしていない」と指摘。「組合を嫌悪して契約を結ばなかったとみるほかに、組合の弱体化を招く支配介入だ」と結論づけた。市は「命令書の内容を精査した上で、今後の方針を検討したい」とコメントした。

(室矢英樹)

# 高槻市、AET指導員と雇用契約結ばず 府労働委、不当労働行為と認定

府労働委員会は13日、高槻市が、英語指導助手(AET)を指導するスーパーバイザー(SV)だった米国人男性(51)と市内在住との雇用契約を平成27年度から結ばなかったことは、「合理性がなく、不当労働行為」と認定、市に対し、男性が加入する北大阪合同労働組合(豊中市)に再発防止を誓約する文書を提出するよう命令書を交付した。

契約を結ばなかった理由として、同年度からAET制度が変わり、AETに指導するSVも不要になるとする市の説明に対し、府労働委は「制度が変わってもSVとしての業務の大半はなくなる」と指摘。その上で「男性や組合側への十分な説明や手続的配慮が尽くされなかった」とした。組合側は「府労働委の決定は評価できる」とする一方、高槻市は「内容を精査した上で、今後の方針を検討していきたい」とコメントした。

Sonkei

# 不当労働防止へ誓約文を

府労働委 高槻市に交付命令

高槻市が労働組合「北大阪合同労働組合(豊中市)」に加入する、英語指導助手(AET)の元指導役で米国籍の男性を雇い止めたこと、府労働委

# 不当労働行為 高槻市に認定

府労働委

高槻市が、市立小学校の英語指導助手(AET)の支援業務に当たっていた米国人男性(51)と雇用契約を更新しなかったことは不当として、男性が加盟する労働組合が救済を求めた申し立てに対し、府労働委員会は13日、男性に十分な説明なく契約を打ち切ったことは不当労働行為にあたると認定した。

府労働委の命令書によると、市は男性と2004年

度から年度ごとに雇用契約を結んできたが、男性が14年9月にAETらと労組を結成した2カ月後、契約更新しない旨を通知したという。

市は「従来のAET制度の廃止に伴い、支援業務も廃止を決めた」としたが、府労働委は「契約更新しなかった理由に合理性がなく、組合員であるが故の不利益取り扱い」と指摘。市に、同様の行為を繰り返さないことを記した文書を労働側に提出するよう求めた。

市は「命令書の内容を精査の上、今後の方針を検討したい」としている。

Yomiuri

アからAETの派遣を受けていた高槻市は、指導役として男性と2004年に雇用契約を結んだ。派遣は15年度に廃止され、市は「業務の大半が無くなる」として15年3月で男性を雇い止めた。命令書で、男性は小学校の担任教員のサポートなどAETへの指導以外の業務も担っていたと認定。「業務の大半が無くなる」とは言えず、雇用契約を締結しなかった理由に合理性は認められない」と結論付けた。

【加藤佑輔】